

議事録

審議会等名	令和8年度第1回取手地方広域下水道組合事業運営審議会
開催日	令和8年6月23日(火)
開催場所	取手市小文間173番地 取手地方広域下水道組合 3階大会議室
出席者	出席委員 山田会長ほか10名 欠席委員 1名 事務局 中山事務局長、長塚次長、坂木経営課長、日野課長補佐 谷口課長補佐、山田係長、海老原係長
議題	・下水道使用料の令和8年度予算概要について
議事概要	<p>1 開会 午前10時00分</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議題</p> <p>事務局から下水道使用料の令和8年度予算概要について説明した。</p> <p>・質疑等</p> <p>【審議会委員】</p> <p>経費削減のため実施した隔月請求により、下水道使用料が年間約100万円減収になると説明があったが、その分は茨城県南水道企業団で補填され、収入支出の面では変わらないと理解していいのか。</p> <p>【事務局】</p> <p>使用料減収分は、徴収事務負担金から差し引かれて茨城県南水道企業団へ支払うこととなります。</p> <p>【審議会委員】</p> <p>令和8年度は取手市が11ヶ月調定、つくばみらい市が12ヶ月調定となることから約8千万円減となるのか。</p> <p>【事務局】</p> <p>令和7年度予算と令和8年度予算を比較すると約8千万円減ですが、令和7年度決算と令和8年度予算を比較すると約1億円減となり、取手市1ヶ月分の使用料相当額が減収となります。</p> <p>【審議会委員】</p> <p>約1億円の減収に伴い、令和8年度予算では施設等の老朽化による改築や維持管理等の事業などの支出について見直しをしたのか。</p> <p>【事務局】</p> <p>改築等の事業については、減債積立金から補填して実施する予定です。</p> <p>【審議会委員】</p> <p>隔月検針請求により、2ヶ月分の水量を2分の1にするのは何故なのか。</p> <p>【事務局】</p>

茨城県南水道企業団の検針が2ヶ月に1回となり、2ヶ月分を均等割りした水量で1ヶ月目と2ヶ月目に使用した水量とみなすためです。

【審議会委員】

企業は使用水量が多いため、減収も大きくなるのでは。また、令和6年度に料金改定されたが、節水機器の普及等の理由から料金収入の減少で、また料金改定が必要になるのでは。

【事務局】

使用水量によって変わりますが、茨城県南水道企業団が減収分の計算をした結果、企業も含め全体で年間約100万円の減収となりました。料金改定に関しては、次回審議会の決算報告に併せて審議していただきたいと考えております。

【審議会委員】

つくばみらい市も隔月検針・請求方法は同じやり方なのか。また、茨城県南水道企業団と減収分の補填に関しては、どのように約束されているのか。

【事務局】

つくばみらい市は隔月検針で毎月請求であり、茨城県南水道企業団は隔月検針で請求も隔月になります。また、減収分の補填に関しては、茨城県南水道企業団と協定書を締結しております。

【審議会委員】

隔月請求になることにより、使用者は支払額が減り、当組合の収入も減ることになるが、その減収分は茨城県南水道企業団で補填することで、下水道組合の事業には影響しないと理解したが間違いはないか。

【事務局】

はい。その通りです。

【審議会委員】

国からの交付金も減少しているなか、上下水共に施設の老朽化による維持・更新費の増加で大変厳しい状況であるとは思いますが、しかし、事故を未然に防ぐためにも施設の維持・更新は必要であります。足りない分を全て市民に負担させるのも難しいため、先を見越した経営方針を慎重に策定し、使用料金も併せて検討していただきたい。

【審議会委員】

八潮市の陥没事故により、老朽化した下水道管の点検等の強化について、下水道法が改正されました。当組合も調査を実施し、調査結果が新聞に掲載されていましたが、緊急度1・2判定箇所の方針と予算について報告をお願いします。

【事務局】

緊急度1判定箇所は1年以内に修繕しなければならないとなっておりますが、調査が令和7年度末まで実施していたため、修繕費は当初予算

	に反映されておりましたが、補正予算で補正し今年度中に対応します。 緊急度 2 判定箇所は令和 9 年度予算に委託費を計上し進めていく予定 であります。 4 閉会 午前 11 時 00 分
そ の 他	傍聴人 0